

中国における海賊版対策の最新実務

「中国における著作権侵害（海賊版）対策にかかる 調査及びハンドブック作成」の現状報告

2022年2月21日

IP FORWARDグループ 総代表・CEO
代表弁護士・弁理士
分部 悠介

IP FORWARD

IP FORWARDグループ概要

IP FORWARD

中国における知財権登録から権利行使まで
ワンストップで対応可能な弁護士・弁理士事務所、
調査系コンサルティング会社で構成されるグループ

グループ総代表：分部 悠介
設立年：2011年
従業員数：83名（2021年時点）

• IP FORWARD株式会社

日本東京都港区虎ノ門4-3-1城山トラストタワー32階

• IP FORWARD China（上海擁智商務諮詢有限公司）

中国上海市黄浦区西藏南路1208号東吳証券ビル12F

• IP FORWARD HOLDINGS LIMITED

中国香港九龍旺角彌敦道678号華僑商業中心15C

• IP FORWARD法律特許事務所

• IPF中国専利代理事務所

（関連法人）

• JC FORWARD（上海漫至文化伝播有限公司）

• Animation Forward LIMITED

• 株式会社ぬるぬる



本社（黄）：東京、上海
拠点（赤）：北京、広州、瀋陽、鄭州、成都、常熟、義烏、温州、香港
提携先（青）：ハノイ、ホーチミン、バンコク、クアラルンプール、ジャカルタ

代表者略歴

日中知財・法務・ビジネス歴15年以上/中国在住歴10年以上

IP FORWARD



東京大学在学中1999年司法試験合格、2000年同大学経済学部卒業。

dentsu

株式会社電通入社、映画、海外番販、音楽、キャラクター等コンテンツにかかる投資、売買、これを活用した広告タイアップ企画業務やITスタートアップへのファンド投資業務等に関与。



2003年弁護士登録。同年、日本最大級の総合企業法務弁護士事務所の長島・大野・常松法律事務所に入所し、コンテンツ・ビジネス業務、知財法務、中国投資法務に関与。



06年から09年、経済産業省模倣品対策・通商室に出向。初代模倣対策専門官弁護士として、中国やその他関係各国の知的財産権法制度の調査・分析、各国政府との協議、権利者企業からの知的財産権侵害被害に係る相談対応などを担当。

IP FORWARD



09年に渡中、知財出願・知財保護・企業法務、日本企業の中国事業進出支援をワンストップでサポートする「IP FORWARD」グループを創設。16年、日中コンテンツビジネス・アニメ制作を主業務とする「JC FORWARD」「ANIMATION FORWARD」を設立。



2019年、中国No1日本人WEB動画プロデューサー・山下智博と共同で、中国人向け広告事業、芸能人・タレント等の中国進出支援等をサポートする株式会社ぬるぬるを設立、代表取締役CEOに就任。



分部 悠介
Yusuke Wakebe

IP FORWARDグループ 総代表・CEO

JC FORWARD代表取締役社長
ANIMATION FORWARD 代表取締役社長
株式会社ぬるぬる 代表取締役・CEO

IP FORWARD法律特許事務所
代表弁護士・弁理士
日中エンターテインメントロイヤー

調査内容/ハンドブック構成

IP FORWARD

- ① 中国著作権侵害の実態
- ② コンテンツ海賊版情報の調査・検索方法
- ③ 権利行使方法
- ④ 裁判例・実際の権利行使事例等
- ⑤ 著作権法概要

① 中国著作権侵害の実態

IP FORWARD

中国における海賊版被害の種類は引き続き、多く存在、正規ビジネスに大きな影響を与えている。近年はインターネット上における被害が急増中。

ノンフィジカル被害

フィジカル被害

海賊版商品を販売するECサイト

海賊版動画、漫画、ゲーム等の配信サイト

海賊版商品を販売する実店舗

② コンテンツ海賊版情報の調査・検索方法

IP FORWARD

調査・検索方法の総論

オンライン	ノンフィジカル	<ul style="list-style-type: none">・配信サイト、ストリーミングサイト等を対象に調査・プラットフォームとビジネス関係がある場合は、協力関係を築き、海賊版の情報提供を依頼
	フィジカル	<ul style="list-style-type: none">・ECサイト等を対象に調査・プラットフォームとビジネス関係がある場合は、協力関係を築き、海賊版の情報提供を依頼
オフライン	フィジカル	<ul style="list-style-type: none">・卸売市場、展示会、販売地域を調査・代理店、ライセンサー、消費者等から情報を入手・海賊版対策を管轄する当局と協力関係を築き、情報提供を依頼
その他	冒認出願	中国の商標局等のデータベース情報をチェックし、冒認出願の有無についてモニタリング

② コンテンツ海賊版情報の調査・検索方法

IP FORWARD

オンライン／ノンフィジカル
配信サイト、ストリーミングサイト等の調査

調査対象候補サイトの一例

動画	漫画	ゲームアプリ

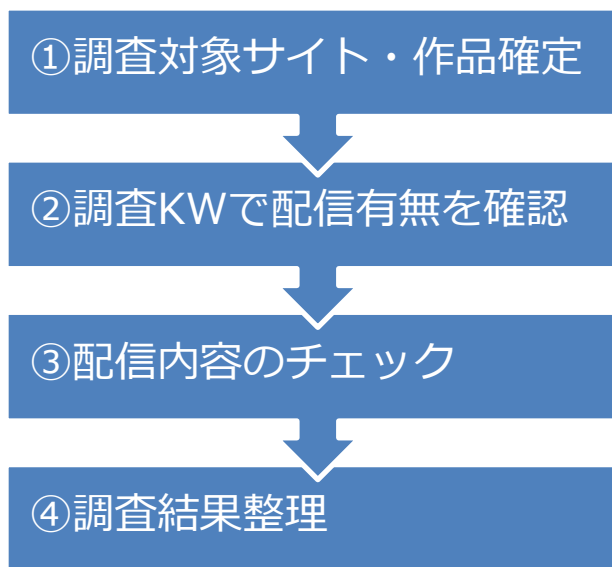
② コンテンツ海賊版情報の調査・検索方法

IP FORWARD

オンライン/ノンフィジカル 配信サイト、ストリーミングサイト等の調査

調査事例（某中国漫画サイト）

調査ステップ例



近年、作品名で検索してもヒットしないよう隠語を使うパターンも増加。
クローリング技術やフィンガープリント技術を用いることも。

② コンテンツ海賊版情報の調査・検索方法

IP FORWARD

オンライン/フィジカル ECサイト等の調査

調査対象候補サイト一例

事業者向け	一般消費者向け	海外向け、越境

② コンテンツ海賊版情報の調査・検索方法

IP FORWARD

オンライン/フィジカル ECサイト等の調査

調査事例（タオバオ）

調査ステップ例

①調査対象サイト商品確定

②調査KWで商品有無を確認

③商品のチェック

④調査結果整理

- ①実際に存在する商品（真正品）か
- ②正規品と外観上の相違はあるか
- ③正規品と比較して価格は低すぎないか
- ④隠語や海賊版である旨の表記がないか

② コンテンツ海賊版情報の調査・検索方法

IP FORWARD

オフライン／フィジカル 市場や店舗等の調査

実店舗などを実際に訪れて、現地の海賊版被害の状況を把握する。

以下は調査可能項目の一例。

- ・ 業者の名称、住所、代表者情報等
- ・ 海賊版商品の保管場所・保管数量
- ・ 海賊版商品の取引条件
- ・ 海賊版商品の出荷時期、生産予定等
- ・ 売上、従業員、面積等
- ・ 取引先・流通経路
- ・ 輸出入の状況
- ・ 冒認、不正宣伝等の違法行為
- ・ パンフレット、名刺等
- ・ 関連写真

出典：IP FORWARD撮影

③ 権利行使方法

具体的な海賊版対策方法として、以下の方法が存在。それぞれの方法のメリット・デメリットを勘案したうえで、案件ごとに適切な方法を検討する必要あり。

各被害形態で取り得る権利行使方法

被害形態		削除要請	警告状送付	行政摘発	刑事摘発	民事訴訟
オンライン	ノンフィジカル	○	○	×	○	○
	フィジカル	○	○	○	○	○
オフライン	フィジカル	×	○	○	○	○

各権利行使方法の比較

	削除要請	警告状送付	行政摘発	刑事摘発	民事訴訟
コスト	低い	やや低い	普通	高い	高い
所要期間	短い	やや短い	普通	長い	やや長い～長い
抑止力	低い	やや低い	やや高い	高い	高い

削除要請

IP FORWARD

削除要請のコストは低く所要期間も短いため、海賊版のオンライン対策において最もよく利用される。悪質性が高い、侵害規模が大きいなどの特別な事情がない限り、まずは本方法を検討すべき。
プラットフォームによって対応の積極性に違いがある点に留意。

ロゴ	サイト名	対象コンテンツ
	ビリビリ動画	動画
	ドウイン	ミニ動画
	快看漫画	マンガ
	QQ音楽	音楽
	App Store	ゲームアプリ
	タオバオ	キャラクター商品
	独立サイト	全て

一般的な削除要請ステップ例

①ユーザー・権利登録

②海賊版情報の提出

③プラットフォーム審査

④リンク削除

警告状の送付

以下のような場合、警告状送付を検討すべき。

- ①証拠収集が難しい等の事情により、他の権利行使手段を利用できない
- ②オンラインで発生した侵害行為において、削除要請に加えて、侵害者に対してより抑止力のある措置を取りたい
- ③オフラインで発生した侵害行為について、行政摘発等その他コストが高くなる対策を講じる必要性が低い

警告状における要請事項例

- ①侵害行為の停止
- ②再犯しない旨の誓約書の発行
- ③侵害品の廃棄
- ④上流業者に関する情報提供
- ⑤損害賠償の支払い

警告状送付時の留意事項

- ①中国語で作成
- ②事前に最低限の侵害行為の証拠を確保
- ③侵害者と粘り強く交渉を行う
- ④再犯有無の確認調査を実施

行政・刑事摘発

IP FORWARD



特徴

1. 費用が低額
2. 短期間で処罰が下る
3. 比較的処罰が軽い（過料・没収）

行政摘発

申立

準備

摘発

行政処罰

刑事摘発

特徴

1. 費用が高額
2. 処罰まで長期間を要する
3. 処罰が重い（罰金・没収・懲役刑）



申立

準備

摘発

検察院段階

裁判所段階

判決

著作権侵害案件受理基準

摘発種類	侵害形態	法的基準	実際の現場運用の目安
行政 摘発	ノン フィジカル	著作権又は著作権隣接権を侵害する、かつ、公共利益を損なう	原則として対応不可
	フィジカル	著作権又は著作権隣接権を侵害する、かつ、公共利益を損なう	侵害品在庫が存在し、かつ、その価値が約1万元以上
刑事 摘発	ノン フィジカル	著作権又は著作権隣接権を侵害する 故意に侵害行為を行っており、かつ、営利を目的としている 侵害行為による違法取得額が比較的大きい、又はその他情状が重大である ・不法経営額5万元以上、又は、違法所得額3万元以上 ・500件（部）以上の配信 ・5万回以上のクリック ・登録会員数1,000人以上 等	左記基準の 2～3倍以上
	フィジカル	<販売> 著作権又は著作権隣接権を侵害する 故意に侵害行為を行っており、かつ、営利を目的としている 侵害品販売の違法所得額が巨額である ・違法取得額10万元以上 ・違法取得額10万元以下、未販売侵害品価値30万元以上 等 <製造> 著作権又は著作権隣接権を侵害する 故意に侵害行為を行っており、かつ、営利を目的としている 侵害行為による違法取得額が比較的大きい、又はその他情状が重大である ・不法経営額5万元以上、又は、違法所得額3万元以上 ・500枚（部）以上の製造 等	左記基準の 2～3倍以上

行政摘発の流れ

順番	対応事項	平均所要日数	補足説明
1	申し立て	即日～ 1ヶ月	申立人が管轄当局に対して、侵害者への事前調査結果を踏まえて申立書類を提出し、摘発の申し立てを行う。
2	現場立ち入り調査		管轄当局が申立書類の審査を行い、侵害者への現場立ち入り調査を行う。通常は2～3人程度の担当官によって調査されることが多い。
3	証拠品の収集		管轄当局が現場で侵害の証拠を発見次第、押収手続きを取り、証拠品を一旦当局に持ち帰る。製造設備等、関連商品や証拠が極めて大きく、持ち運びが困難な場合は、現場で証拠品を封緘することもある。
4	侵害者の取り調べ、 真贋鑑定	1週間	管轄当局が侵害者に対して取り調べを行い、侵害品の販売価格、販売量、仕入・出荷等に関する情報を確認する。摘発現場で行われることもあれば、後日、侵害者が出頭して行われることもある。権利者が、現場で押収した侵害品について真贋鑑定を行い、鑑定書等の書類を発行する。
5	行政処罰	2～3ヶ月	管轄当局が、侵害者や関連証拠に対する調査を踏まえて、侵害者に対して行政処罰を科す。

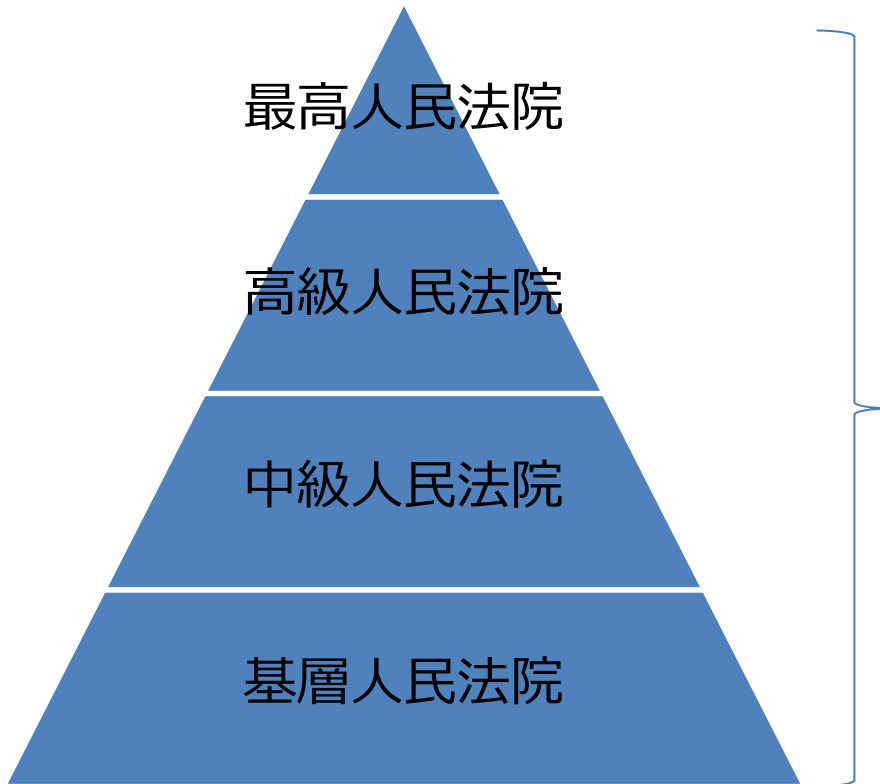
刑事摘発の流れ

順番	段階	対応事項	平均 所要日数	補足説明
1	公安局	申立て	2ヶ月	申立人が管轄当局に対して、侵害者に対する事前の調査結果を踏まえて申立書類を提出し、摘発の申立てを行う。
2		現場への立ち入り捜査		管轄当局が申立書類の審査を行い、刑事訴追基準を満たす可能性の有無を分析する。同可能性が高いと判断されれば、侵害者への現場立ち入り捜査を行い、現場で証拠を発見次第、押収手続きを取り、一旦当局に持ち帰る。権利者が、押収した侵害品について真贋鑑定を行い、鑑定書、価格証明等の書類を発行する。
3		容疑者の身柄拘束・調査	1~2ヶ月	管轄当局が侵害者の身柄拘束し、侵害品の販売価格、販売量、仕入出荷等の情報について取り調べ・調査を行う。
4	検察院	検察院 訴訟準備	3ヶ月 程度	検察に移送されたあと、検察院が補強証拠の収集や追加証明資料の準備を行う。必要情報が全て揃った時点で、検察が侵害者を起訴することになる。
5	裁判所	刑事裁判	6ヶ月 程度	侵害者に対する刑事裁判。検察と弁護人がそれぞれ提出する証拠に基づき、侵害者への判決が出る。

民事訴訟

IP FORWARD

中国訴訟制度



日中手続き比較

■ 共通点

原告、被告の主張・立証に基づき、裁判所が法律上の要件を充足するかどうかを審理

■ 相違点

<日本>

- ・裁判官のレベルが均質
- ・証拠の要求が厳格ではない
- ・書面による説明が中心

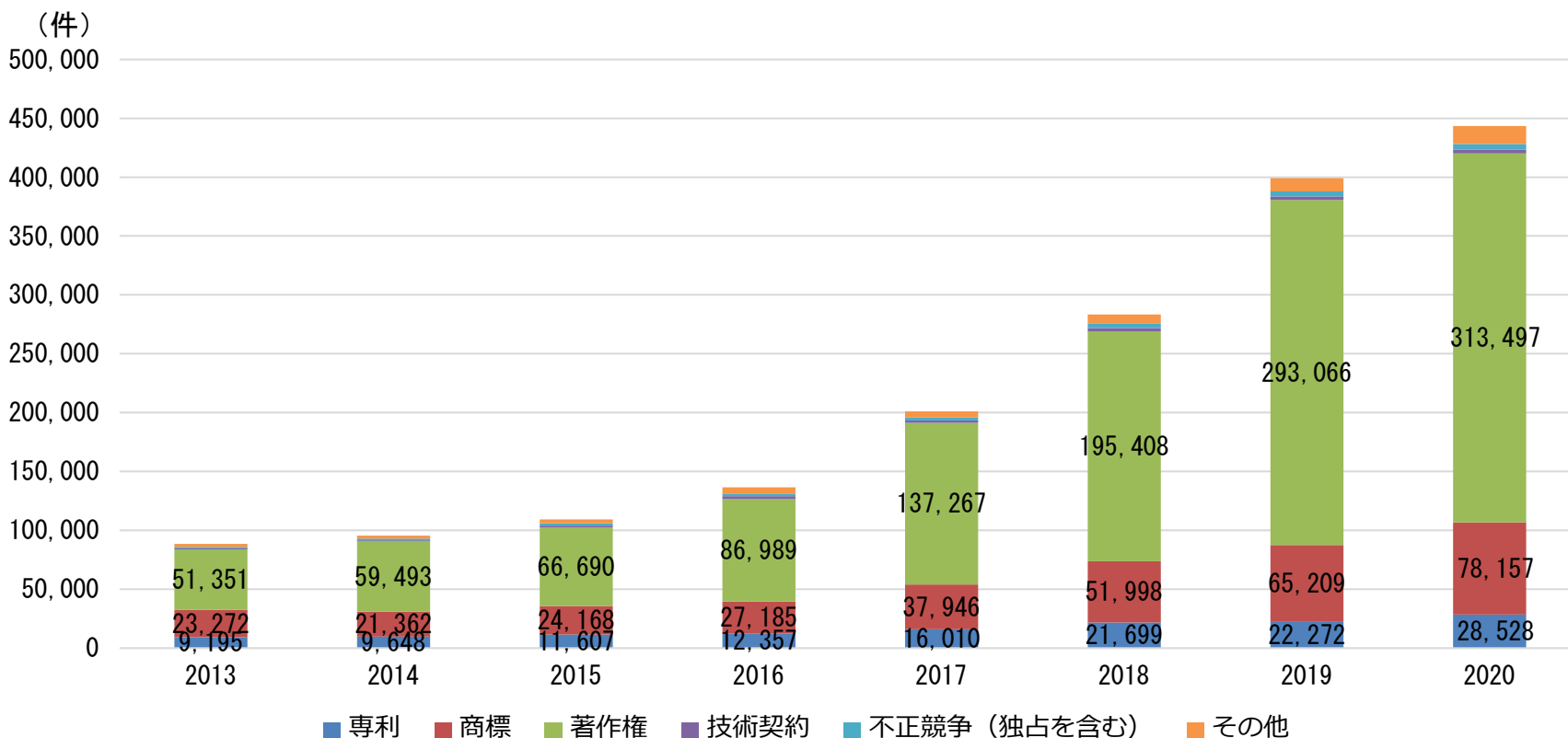
<中国>

- ・裁判官のレベルは、地方や審級に応じてばらつきあり
- ・証拠の要求が厳格（原本、公証、提出時期等）
- ・書面 + 活発な口頭弁論

知財権侵害民事訴訟 第一審受理件数

IP FORWARD

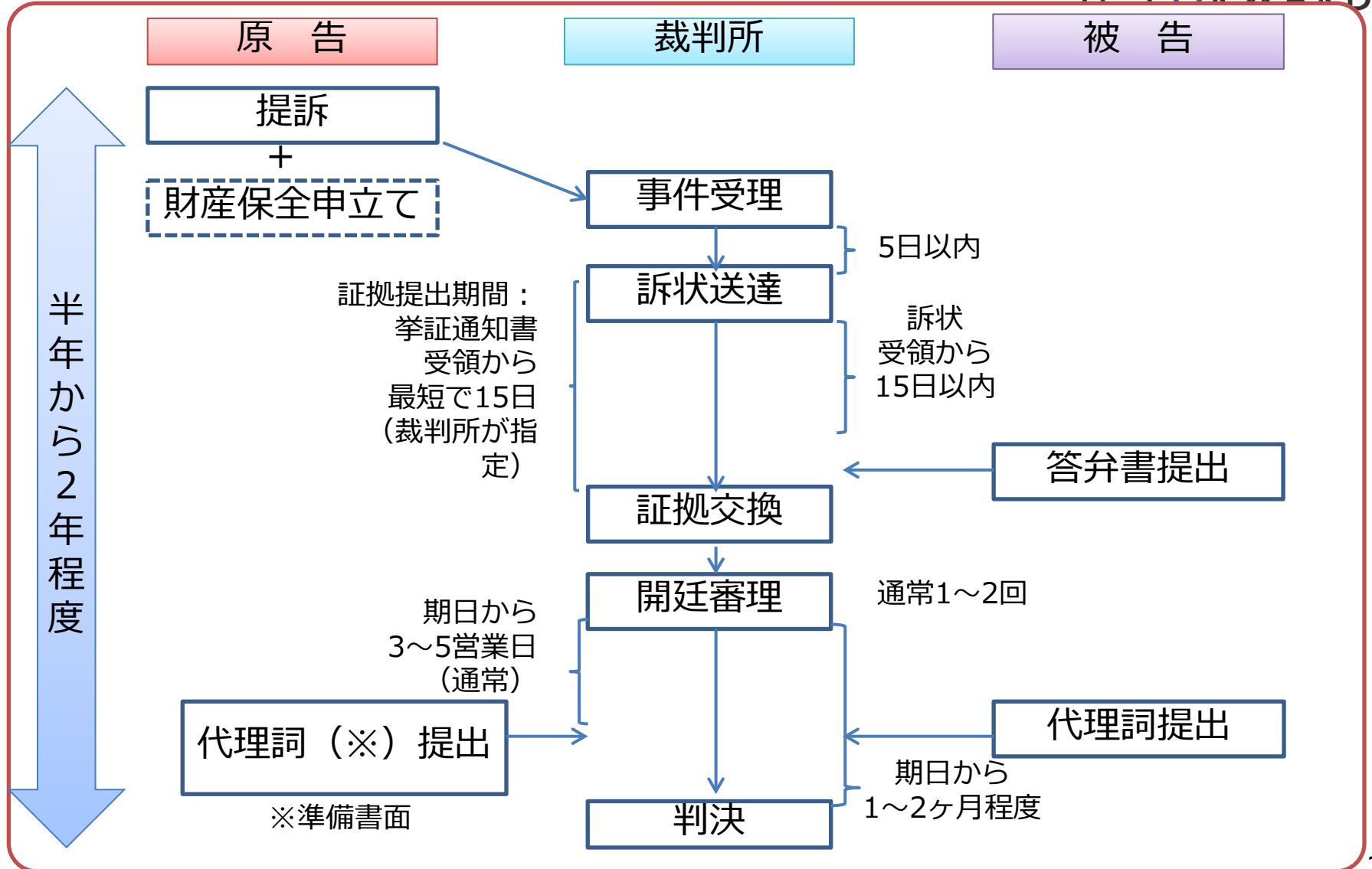
民事訴訟制度の機能向上、権利意識の増大を背景に、知財権侵害民事訴訟件数は、年々増加しており、著作権侵害訴訟も多い。近年、外国企業の被告案件も増加傾向。



出典：2020最高人民法院中国知識産権司法保護状況

民事訴訟の手続きの流れ

IP FORWARD



④ 裁判例・実際の権利行使事例等

IP FORWARD

番号	年	権利行使手段	被害形態	被侵害コンテンツ	補足
1	2016	刑事摘発	ノンフィジカル	漫画	「Dr.スランプ」等、5,000部以上
2	2018	刑事摘発	ノンフィジカル	テレビ番組	セットトップボックス
3	2020	刑事摘発	ノンフィジカル	アニメ	「ワンピース」等、3,000話以上
4	2016	民事訴訟	フィジカル	キャラクター商品	「ワンピース」
5	2017	民事訴訟	ノンフィジカル	映画	アメリカ/アニメ映画「カーズ」
6	2018	民事訴訟	ノンフィジカル	音楽	欧米/音楽作品、数百部
7	2019	民事訴訟	ノンフィジカル	アニメ	「ぐらんぶる」
8	2020	民事訴訟	フィジカル	キャラクター商品	アメリカ/キャラクター「Minions」
9	2020	民事訴訟	ノンフィジカル	ドラマ	中国/ドラマ「三生三世十里桃花」
10	2021	民事訴訟	ノンフィジカル	小説	中国人気小説、数百部

④ 裁判例・実際の権利行使事例等

実施時期	2018年4～6月
案件種類	行政摘発（著作権侵害）
場所	広東省深セン市
当局	市場監督管理局
製品	ゲーム機、ゲームソフト
概要	<ul style="list-style-type: none">▶ インターネット調査を通じて、海賊版ゲーム機の模倣品流通実態を把握▶ 実地調査を通じて、模倣業者の拠点を特定、工場であることが判明▶ 著作権侵害に基づく行政摘発を実施
結果	<ul style="list-style-type: none">▶ ゲーム機300点程度▶ ゲームソフト123点程度を押収

④ 裁判例・実際の権利行使事例等

IP FORWARD

実施時期	2020年7月
案件種類	刑事摘発 (商標権・著作権侵害)
場所	広東省広州市、深セン市
当局	公安局
製品	フィギュア
概要	<ul style="list-style-type: none">➤ インターネット調査で、模倣品販売業者（PDD）を発見➤ 模倣品購入の結果、模倣業者組織（製造、販売、流通など）の全体像を把握➤ 各拠点に対する刑事摘発を実施
結果	<ul style="list-style-type: none">➤ 完成品2,500点程度➤ ラベル・箱5,000点程度➤ 製造機器3台を押収➤ 容疑者5人の逮捕

④ 裁判例・実際の権利行使事例等

当事者

- 当事者A：東映アニメーション株式会社
- 当事者B：株式会社バンダイナムコエンターテインメント
- 当事者C：北京有愛互娛樂科技有限公司(海賊版ゲーム制作、運営者)
- 判決日：2018年9月 北京市海淀区人民法院

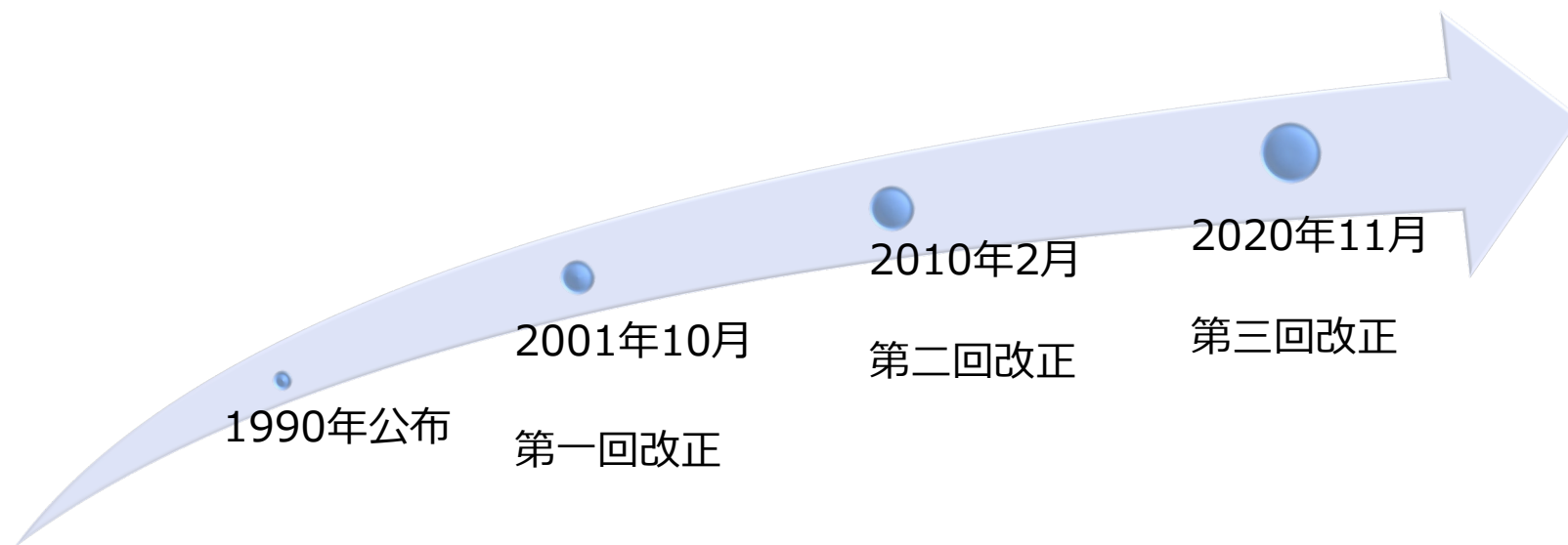
経緯

- Aは、「ワンピース」アニメ及びかかるキャラクター美術作品の著作権を有し、BはAの許諾を受け、中国における「ワンピース」アニメとそのキャラクター美術作品の製作、モバイルカードゲームの運営権利を取得。
- Cは、「夢のワンピース」のモバイルカードゲーム（「草帽船長」などの名称に変更）
「夢のワンピース」
を制作し、インターネットを通じて、ユーザに提供した。
係争ゲームでは、214枚のワンピースキャラクター美術作品を
ゲームカードのキャラクターとして使用し、更に、キャラクターに係るストーリーをゲームカードの
キャラクターのプロフィールとして使用していた。
- A、Bは、Cに対し、美術作品の改編権及び情報ネットワーク伝達権侵害を理由として、民事訴訟を提起した。
- 審理した結果、裁判所は、Cの著作権侵害行為を認定し、侵害行為を停止するとともに、CはA、Bに対して経済損失及び合理支出合計300万元を賠償する旨、判示した。

⑤ 著作権法概要

IP FORWARD

中国著作権法の歴史



中国著作権法は過去に3回改正されている。
直近の改正は、2020年11月11日に公布、2021年6月1日に施行。

⑤ 著作権法概要

IP FORWARD

2020年改正の主要ポイント

- ① 損害賠償の強化
- ② 著作隣接権の拡大
- ③ 著作物種類の追加、これに伴う権利帰属の改正
- ④ 技術的措置に関する保護の強化、例外規定の新設
- ⑤ その他（放送権の権利範囲の拡大、権利制限の改正等）

ご清聴ありがとうございました

IP FORWARD

「貴社の知財を全力で守る。」

知的財産の権利化、保護、活用までワンストップで対応してお客様の力に

電話：03-6427-6445

HP：<https://www.ip-fw.com>

E-mail：ipf@ip-fw.com



モバイルからIP FORWARD
ホームページをご覧できます

ご相談は無料ですので、お気軽にお問い合わせください。
日本語、中国語、いずれの言語でも対応が可能です。

【IP FORWARDニュースレター配信のご案内】

弊所では、ニュースレターにて、皆様の業務に役立つ中国知財情報等を毎月メールにて、配信させていただいております。
ご希望の方は、上記メールアドレスご連絡いただけますと幸いです。